

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、憲法三一条違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四三三条の抗告理由にあたらない。

なお、裁判の執行に関する異議において、裁判の内容そのものの不当を主張することは許されない（最高裁昭和三六年（し）第三六号同年八月二八日第一小法廷決定・刑集一五巻七号一三〇一頁参照）。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五八年一一月二一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	和	田	誠	一
裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	中	村	治	朗
裁判官	谷	口	正	孝